

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年2月9日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年3月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年2月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南地谷地区	高松市産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 関地区	〃
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 公洲池Ⅱ地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 十川幹線水路地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 春日川幹線水路地区	〃
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道事業) 井口川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 泉川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上代地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 青池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 尾越池地区	〃
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 羽間中池地区	〃
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 中三谷農道地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上井西廻り本線地区	〃